理 事 会 規 程

一般社団法人日本粉体工業技術協会

（目　的）

第１条　本会の理事会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、本規程の定めるところとし、理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（構成）

第２条　理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

２．監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（役員以外の出席）

第３条　理事会は、必要に応じ、理事および監事以外の者の出席を求め、その意見または説明を求めることができる。

（理事会の種類・開催）

第４条　理事会は、定例理事会および臨時理事会とする。

２．定例理事会は、原則として５月、８月、１１月および３月に開催する。

３．臨時理事会は、必要があると認めたときに開催する。

（招集権者）

第５条　理事会は、代表理事である会長が招集する。ただし、会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

２．招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

３．前項の規定による請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は理事会を招集することができる。

４．監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めたとき、または法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前２項に準じて、理事会の招集を請求し、または理事会を招集することができる。

（招集手続）

第６条　理事会の招集通知は、理事会の開催日の１週間前までに、各理事および監事に対して発しなければならない。

２．前項の招集通知は、会議の日時、場所および会議の主な目的事項を記載した書面で行うものとする。

３．前２項の規定にかかわらず、理事会は、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（欠　席）

第７条　理事および監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

（議　長）

第８条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

２．理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故があるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

（決議の方法）

第９条　理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

２．前項の場合においては、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

３．第１項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は、第１項の理事の数に算入しない。

４．第１項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）

の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（決議事項）

第１０条　次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

(1) 総会の招集などに関する事項
(2) 理事に関する事項
(3) 組織および重要な人事に関する事項
(4) 財産・財務に関する事項
(5) 重要な業務執行に関する事項
(6) その他法令および定款に定める事項

２．会長は、前項の決議事項（法定事項を除く）であっても、緊急の処理を要するため、理事会に附議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあっては、会長は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

（報　告）

第１１条　会長および業務執行理事である専務理事は、各自の職務の執行の状況および重要と認められる事項ならびに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。

２．競業取引またはこの法人との間で取引を行った理事は、遅滞なくその取引につき重要な事項を理事会に報告しなければならない。

３．理事および監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

（議事録）

第１２条　理事会の議事については、議事録は書面または電磁的記録をもって作成し、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録して、出席した会長（または理事）および監事がこれに記名押印をしなければならない。

２．前項の議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。

（欠席者に対する通知）

第１３条　議長は、理事会の議事の経過の要領およびその結果につき、欠席した理事および監事に対し通知しなければならない。

（諮問会議）

第１４条　理事会の下に諮問会議を置く。

(1) 諮問会議は、５名以上１０名以内の理事（以下常務理事と呼ぶ）、正副会長および常勤役員で構成する。常務理事は理事会の承認を得て、常務理事数を定員内で増減できる。
(2) 諮問会議は、理事会に附議すべき事項を審議する。また、招集および議長は、専務理事がこれにあたる。
(3) 諮問会議は、理事会開催前に開催するが、必要に応じ専務理事または常務理事の要請により開催できる。
(4) 諮問会議構成員の任期は、理事の任期内（最長２期４年）とする。ただし再任を妨げない。
(5) 諮問会議には、会長、副会長（１名以上）、常務理事（２名以上）および常勤役員が出席しなければならない。
(6) 専務理事は、必要に応じ協会職員を陪席させることができる。

（附　則）

この規程の改定は、理事会の議決を得た日から発効する。

（付　記）

昭和５８年　３月　３日　制定
昭和５８年　４月　１日　施行
平成　８年　９月１９日　改定（理事会承認）
平成　９年　９月１８日　一部字句修正（理事会承認）
平成１２年　９月２１日　改定（理事会承認）
平成１６年　５月１３日　改定（理事会承認）
平成１６年　９月１６日　改定（理事会承認）
平成２３年　５月１２日　全面改定（理事会承認）
平成２８年　３月１６日　一部改定（理事会承認）
平成３０年１１月１３日　一部改定（理事会承認）